

成年後見制度の利用を 考えてみませんか

みなさんの「不安」を「安心」に変える成年後見制度を利用してみませんか。
ここでは、制度の概要について紹介します。

健康福祉課 地域包括支援センター
☎1182

ちてきしょう
知的障がいを持つわが子。

親のわたしたちが死んだ後も
こどもの生活・財産管理を
安心して託せます。



高額商品を買ってしまった
認知症のおばあさんを
悪質商法から守ることが
できました。



成年後見制度って？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分なたがたは、金銭や財産の管理、介護などのサービスの利用や福祉施設への入所に関する手続き、遺産分割の協議などをする必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。

また、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあう恐れもあります。成年後見制度は、判断能力の不十分なたがたの財産や権利を保護し、生活を支援する制度です。

制度にはどんなものがあるの？

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」と

いう二つの制度があります。さらに、法定後見制度は、利用するかたの判断能力の程度に応じて3つの制度に分けられています。(図1)

利用したいときはどうすればいいの？

本人、配偶者、四親等内の親族、市長(身寄りのない高齢者の場合など)が、戸籍謄本や医師の診断書など申し立てに必要な書類を用意し、家庭裁判所に後見等の開始の審判を申し立てます。

成年後見人等にはどのような人が選ばれるの？

配偶者や親族、知人以外でも、法律や福祉の専門家、また法人(社会福祉協議会や成年後見センター・リーガルサポートなど)など、家庭裁判所が本人にとって最も適切と思われる人や法人を選任します。また、複数の成年後見人等を選任する場合もあります。

相談はどこに行けばいいの？

津家庭裁判所伊勢支部(☎0596-3135)や地域包括支援センターで、くわしい内容などを相談してください。

図1

名称	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
	後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
対象者 (利用者本人)	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力がある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上監護 ※1 ※2	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
同意権 取消権	日常生活に関する行為*以外のすべての行為(取消権のみ)	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

*日用品の購入(スーパーマーケットなどでの日用品の買い物など) その他日常生活に関する行為

※1 本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援
 ※2 介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわってくる契約などの支援